

令和元年度 第1回道志村総合教育会議 議事録

日 時 令和2年2月26日(水) 開会 午後 3時00分
閉会 午後 4時30分

場 所 道志村役場 2階大会議室

出席者 (副 村 長) 長田 公明 (村長代理)
(教 育 長) 佐藤 文泰
(教育委員) 職務代理者 諏訪本浩司 教育委員 渡辺江利子 (欠)
教育委員 佐藤 富治 教育委員 山口 孝俊
(説 明 者) 教育課長 山口 かおり
(事 務 局) ふるさと振興課長 菅谷 克士 政策GL 水越 実

会議次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題
 - (1) 道志村教育大綱の見直しについて
 - (2) 令和2年度 教育方針について
 - (3) 令和2年度 教育予算方針について
 - (4) その他
4. その他
5. 閉会

○ ふるさと振興課長

それでは定刻になりましたので、令和元年度第1回道志村総合教育会議を開催いたします。

私は、本日進行を務めさせていただきます、ふるさと振興課長の菅谷です。よろしくお願いいたします。また、本日は説明者として教育課長をお願いしております。それでは、お手元にお配りしております、次第によりまして進めさせていただきます。会議に先立ちまして、副村長からご挨拶を申し上げます。副村長、よろしくお願いいたします。

○ 副村長あいさつ

本日は、第1回道志村総合教育会議を開催したところ、大変、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本村の教育行政の推進に大変なご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本来であれば、村長が皆様にご挨拶申し上げるところですが、公務のため、副村長の長田が代理を務めさせていただきます。また、村長の命により、本日の議長も務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

この総合教育会議は、国の法律により、村と教育委員会が、教育大綱や重点的な教育施策の方向性を協議する場として定めています。本日の議題は、「道志村教育大綱の見直しについて」「令和2年度教育方針について」「令和2年度教育予算方針について」の3議案になりますので、委員の皆さまには忌憚のないご意見をお願いいたします。

さて、来年度は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。本村は、自転車ロードレース大会の開催地として歴史的な大会の運営に携わってまいりますが、村の自然や、溪谷の美しさを世界に発信し、大会後のレガシーに繋がるように、村民の皆様と共に盛り上げていきたいと思っております。

道志小中学校においては、今年度、「オリンピック・パラリンピック推進校」の指定を受け、児童生徒がオリンピック・パラリンピックについて学習する機会やアスリートと交流する機会等を設け、人間性豊かな人材の育成に取り組んでおります。また、聖火リレーのランナーとして、本村から2名の方が走行しますが、そのうち1名が、道志中学校2学年の日下部紫音さんに決定しております。道志小中学校児童生徒の誇りに思えるようなイベントにしたいと考えております。

一方、新型コロナウイルス感染症についてですが、日々刻々と状況が変化しているところではありますが、情報を収集し、迅速に対応していきたいと思っております。また、本日の午前中に、管理職会議において村の対応を検討したところですが、すでに、村内公共施設へのアルコール消毒液・マスクの備付や、村ホームページにおいて情報提供と注意喚起を行っているところです。教育委員会においては、小中学校の保護者に対して、感染症予防対策の通知をするほか、卒業式等の対応についての方針を定める等の対応をしております。

今後も未来を担う子供たちの為に、村と教育委員会が一体となって教育行政を進めてい

きたいと思しますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

○ ふるさと振興課長

ありがとうございました。それでは、議事に移りますが、次第の資料に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」、村の「総合教育会議運営要綱」を添付しております。本日の会議については、副村長のあいさつにもありましたとおり、当該要綱の第2条の所掌事務について協議を行う場となりますのでご協力お願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。議長につきましては、村長から任命のありました副村長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（副村長）

それでは、ただ今より議事進行役を務めさせていただきます。議事の前に本日の議事録に署名する委員の指名を行います。会議録の署名は、諏訪本委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（副村長）

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、「(1) 道志村教育大綱の見直しについて」、「(2) 令和2年度 教育方針について」及び「(3) 令和2年度 教育予算方針について」でございます。

はじめの議題として、(1) 道志村教育大綱の見直しについての協議をいたします。説明者である教育課長より説明を求めます。

○ 教育課長

教育課長の山口でございます。議題(1) 道志村教育大綱の改正案につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料1「道志村教育大綱(改正案)」をご覧ください。1枚お捲りいただき、右ページ「4. 大綱の期間」でございます。道志村教育大綱は、表紙にあるとおり、平成28年3月に策定し、令和2年までの5年間を大綱の期間としております。策定時は、小中学校が別々の校舎だったところですが、一体型校舎になったことで、大綱中に記載のある表現や文言を一部修正する必要があるため、この度改正するものです。具体的には、3ページをご覧ください。

(1) 小中連携教育の推進

次代を担う子供たちの育成に欠くことのできないものは「社会を生き抜く力」であり、それには知識や技能に加え、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる資質や能力、豊かな人間性、心身の健康や体力の育成が必要です。人格形成の基盤となる家庭における教育機能の強化を図るとともに、地域全体が人を育てるという観点から、家庭及び小中学校等の関係機関との連携を強化し、相互のネットワークを形成していきます。

また、小中学校においては一体型校舎が完成し、平成29年度より本格的に小中連携教育に取り組んでいます。さらに、有効な小中連携教育の推進を行い、異年齢間での学習、運動、遊び等を通じて、人間性豊かな情緒ある児童生徒の育成に努めます。

「また、小中学校においては一体型校舎が完成し、」以降の部分を改正しております。

また、最終ページの体系図をご覧ください。中央に本大綱である道志村教育大綱があり、「反映」として、「道志村の学校教育の指針」と「道志村の社会教育の指針」がございますが、これまでは「道志村の社会教育の指針」についての記載がありませんでした。「道志村の社会教育の指針」につきましても、道志村教育大綱を反映したものとなりますことから、この度追記するものです。以上が改正点です。

○ 議長（副村長）

ただいま、教育課長から道志村教育大綱の見直しについての説明がありましたが、このことについて何かご質問等はございますか。

○ 各委員

なし

○ 教育長

ただいま課長が申し上げたところですが、本大綱は令和2年度まででございます。来年度新たに見直しをさせていただき、改めて皆様に協議をさせていただきます。

○ 議長（副村長）

それでは、道志村教育大綱の見直しについては、本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 議長（副村長）

それでは、案のとおり決定いたします。

引き続きまして、議題（2）令和2年度教育方針について協議します。それでは、説明者である教育課長より説明を求めます。

○ 教育課長

続きまして、資料2「令和2年度道志村の学校教育の指針」及び資料3の「令和2年度道志村の社会教育の指針」について、それぞれ2本立てとして作成しております。

令和2年度教育方針について、まず資料2「道志村の学校教育の指針（案）」についてご説明いたします。なお、当該指針は、道志村教育大綱を踏まえ、参考文献として、学習指導要領、山梨県教育振興基本計画、山梨県学校教育指導重点、道志村総合計画、道志小・中学校教育課程を参考としています。読み上げる形で説明させていただきます。

基本方針として、

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。「人と自然が輝く水源の郷」を将来像に掲げ、人間愛・郷土愛・自然愛を基調に、自然の恵みと文化の香り高く、この地に生きることに誇りを持ち、明るく活力ある未来を創造していくことを本村の教育の使命とする。

現在の変化の激しい社会を生き抜いていく児童生徒には、知識や技能に加え、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる資質や能力、豊かな人間性、心身の健康や体力の育成が必要である。

学校教育においては、確かな学力の育成、地域・学校との連携、少子化への対応を図

りながら、生きる力の育成や自己の課題を認識し、その解決に積極的に取り組む態度や能力を備えた、児童生徒を育成していかなくてはならない。これらを達成するために、「令和2年度道志村の学校教育の指針」を次のとおり定める。

以下、大きな柱を7本掲げています。うち、5までの柱は山梨県の学校教育指導重点をもとに定めており、6、7の柱は道志村独自のものとして定めています。

1. 確かな学力の育成

学習指導要領の趣旨や内容に基づいた適切な教育課程を編成し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び評価に取り組み、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に努める。

- ・自ら学び、自ら考える力を高め、学ぶことの楽しさや達成感を体得できる、体験的な学習の充実に努める。
- ・少人数学級の特性や課題を持って探求する学習指導や評価の在り方を工夫し、個に応じたきめ細かな指導に努める。

2. 豊かな心の育成

豊かな心の育成を目指し、小中連携や学校教育活動全体を通じた取組を推進し、いじめを許さない集団づくりと不登校児童生徒が生じない環境づくりに努める。

- ・すべての教育活動をとおして、生命を尊重する心、他者への思いやり、規範意識、感動する心など豊かな人間性を育む心の教育の充実に努める。
- ・家庭・地域と連携して、基本的な生活習慣の確立と道徳的心情・道徳的実践力の育成に努める。
- ・愛情と信頼に基づいた、個に応じた生徒指導の充実に努める。

3. 健やかな体の育成

学校教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力向上を図り、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を相互に連携させながら、望ましい生活習慣の形成に努める。

- ・教育活動全体をとおして、体力・健康の保持増進のための実践力等、日常生活に生かせる能力を育てる。
- ・生活を通じて体育・スポーツに親しみ、自ら体力の向上に積極的に取り組み、健やかで心身の調和の取れた児童生徒の育成に努める。
- ・栄養のバランスがとれた適切な食事をとるなど望ましい食生活を身に付け、安全な食品を選ぶための正しい知識の習得、自己管理能力の育成等食育の推進に努める。
また、農産物については地産地消を推進する。
- ・オリンピック・パラリンピック教育を推進し、児童生徒がオリンピック・パラリンピック、スポーツの価値を学習する機会や、多様な国や文化に触れる機会、アスリートと交流できる機会等を促進し、次代を担う人材を育成する。

4. グローバルに活躍する人材の育成

地域の特色を生かした学習活動に取り組むとともに、外国語教育を適切に実施し、ふるさとに誇りを持ち、グローバル社会の中で様々な人々と協働できる資質の育成に努める。

- ・地域との連携等により伝統や文化等に関する教育を推進し、社会の一員であることを理解するとともに、地域に誇りと愛着を持つ人材育成に努める。
- ・「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔発表〕」「話すこと〔やり取り〕」「書くこと」の5領域の授業を着実に実施し、各技能をバランスよく育成することで、外国語教育の充実を図る。

5. 特別支援教育の推進

特別支援教育に関する専門性の向上に努め、通常の学級、特別支援学級における教育の充実を図る。

- ・多様性を認め合える集団づくりのための交流及び共同学習等、障害（者）理解教育に努める。
- ・特別な支援が必要な児童生徒には、個別の支援計画を作成し、支援の内容の検討及び評価等を行うための校内委員会を適切に実施する。

6. 信頼される学校づくりの推進

家庭や地域社会等との連携を深め、学校内外からの評価をもとに、家庭・地域と一層の連携を深め、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるとともに、特色ある学校づくりの実現に努める。

- ・学校の安全管理体制を充実し、児童生徒の安全の確保に努める。
- ・「村づくりは、人づくり」の原点から、国際感覚を身に付けるための国際交流事業を推進し、人材の育成に努める。

7. 小中学校連携事業の推進

小・中学校が施設一体型校舎であることのよさを生かし、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を推進し、義務教育9年間を通じた系統的な教育の実践に努める。

- ・道志村立道志小中学校グランドデザインに基づき、小中学校教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制づくりを推進する。
- ・小中学校合同の教育活動や行事における小中連携の推進に努める。
- ・小中連携の取組について、保護者や地域等への情報発信に努める。
- ・小中学校、教育委員会が情報交換を行い、小中連携の推進に努める。
- ・小中学校一体型校舎及び教育施設の有効的活用に努める。

以上が「学校教育の指針（案）」でございます。

引き続きまして、「令和2年度道志村の社会教育の指針（案）」について説明いたします。

4つの柱からなる構成となっており、参考文献は、道志村総合計画です。

基本方針としまして、

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。「人と自然が輝く水源の郷」を将来像に掲げ、

人間愛・郷土愛・自然愛を基調に、自然の恵みと文化の香り高く、この地に生きること誇りを持ち、明るく活力ある未来を創造していくことを本村の教育の使命とする。

村民誰もが生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたって学ぶことができる「生涯学習」機会の提供と村民誰もが健康で豊に生きるため、気軽に「スポーツ」を楽しむことができる場や機会を充実する必要がある。また、村民が心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、「文化芸術」に親しむ機会の充実を図り、関係団体との連携強化を図る。

1. 生涯学習機会の提供

- ・親子で体験できる事業を行い、子供の夢を膨らませ、心豊かな学習事業に努める。
- ・生涯学習事業の更なる充実を図るため、新規事業の創出に努める。
- ・関係団体開催の行事等に協力し、多くの村民の参加啓発に努める。

2. スポーツの振興

- ・体力や年齢、技術、興味や目的に応じ推進する競技の維持充実に努める。
- ・冬季のスポーツ離れ防止のための誰もが親しむ事のできるスポーツ開発に努める。
- ・関係団体開催のスポーツ大会等の運営に協力し、多くの村民の参加啓発に努める。

3. 文化芸術に親しむ機会の充実

- ・四季をとおした五感の集い等の現行事業の継続と、より多くの人が文化芸術を鑑賞できる機会の提供に努める。
- ・文化芸術活動の普及を推進するため、学校教育との連携、情報の提供に努める。
- ・新しい文化の創造、地域間の交流をとおして文化活動への参加を促し、個性溢れる文化を創造するため「やまゆりセンターまつり」を開催し、文化芸術活動に携わる方々の発表の機会充実に努める。

4. 文化財の保存伝承

- ・有形、無形文化財保存に必要な保護意識の高揚を図り啓発活動に努める。
- ・村内の伝統芸能保存会への助成を行うことにより、後継者育成及び保存伝承に努める。
- ・埋蔵文化財については、土木工事等により必要があれば調査を実施する。

以上が「社会教育の指針（案）」でございます。教育方針については学校教育、社会教育に分けてご説明しました。こちらで承認いただければ、令和2年度は当該指針に沿って事業を行ってまいります。また、学校教育の指針につきましては、小中学校にこちらを提示しまして、指針としていただくこととなります。

○ 議長（副村長）

ただいま、教育課長から「令和2年度教育方針」についての説明がございましたが、基本方針をもとに、それぞれの指針（案）を示しております。何かご質問等はございますか。

○ 各委員

なし

○ 議長（副村長）

それでは、「令和2年度教育方針」については本案のとおりとしてよろしいでしょうか。
(異議なし)

○ 議長 (副村長)

それでは、案のとおり決定いたします。

引き続きまして、議題(3) 令和2年度教育予算方針について協議します。それでは、説明者である教育課長より説明を求めます。

○ 教育課長

資料4の令和2年度教育予算方針についてご説明します。

大きく分けて3つあり、①学校教育関係、②社会教育関係、③保護者の経済的負担軽減関係について、それぞれ予算方針がございます。まずは、学校教育関係です。

1. 確かな学力の育成

(1) 村担教員の配置によるきめ細かな学習指導の推進

村担教員を配置する中で、ティーム・ティーチングや習熟度別指導、補習等のきめ細かな学習支援を推進し、中学校から小学校へ出前授業を行う事により小中学校の円滑な接続を図る。

また、特別支援学級の計画的な設置を行うとともに、支援を必要とする児童・生徒のため、村担教員を配置する。

(2) ICT教育を推進するため、中学校に電子黒板を導入するとともに、新学習指導要領が全面実施となる小学校において、新学習指導要領に合わせたデジタル教科書等の整備を行う。

また、教職員の校務の負担を軽減するため、山梨県統一の校務支援システムを導入する。

2. 豊かな心の育成

(1) 地域資源を活用した教育の推進

地域と共にある学校づくりのために、自然、伝統文化、伝統芸能等の地域資源を活用した教育を保護者、地域住民等が一体となって取り組んでいく。

3. 健やかな体の育成

(1) 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、オリンピック・パラリンピック推進校として、教育活動を実践するほか、オリンピック・パラリンピックの観戦を行う。

(2) 健康診断や各種検査を実施することで、児童・生徒及び教職員の健康を維持する。

4. グローバルに活躍する人材の育成

(1) 外国語教育及び外国語指導者招致事業の推進

外国語教育の推進を図るため、中学校にALT(外国語指導助手)を配置する。また、小学校において、新学習指導要領が全面実施されることから、中学校に配置しているALTの有効活用を図る。

5. 信頼される学校づくりの推進

(1) スクールバスの運行

バス運行会社にスクールバスの運行を委託し、安心・安全に児童・生徒が登下校を行える手段を提供するとともに、校外学習等の移動手段を確保する。

(2) 学校施設の整備

安全・安心な教育環境を創出するため、これまでも学校施設整備を実施してきたが、引き続き必要な学校施設整備を実施する。

続きまして、社会教育関係ですが、4本の柱でございます。

○社会教育関係

1. 生涯学習機会の提供

生涯をとおして学び、充実した生活を送ることを目指し、生涯学習事業の内容を検討し充実を図るとともに、各種活動内容等を多くの村民への周知に努める。また、関係団体との連携を密に取り村民の生涯学習参加への啓発に努める。

2. スポーツの振興

村民の健康増進に寄与するとともに、誰もが親しむことのできるニュースポーツ競技に取り組み、村民の身体機能の維持、健康寿命を延ばすことを目的としたスポーツ教室の充実を図る。また、関係団体開催のスポーツ大会等に協力し多くの村民の参加啓発に努める。

3. 文化芸術に親しむ機会の充実

「五感の集い」等事業を継続し充実を図るとともに、文化芸術の鑑賞機会の創出に努め、文化芸術活動の推進を図る。また、個性溢れる文化芸術活動内容の発表の場を提供することにより、村民への活動内容の周知、活動への積極的な参加に努める。

4. 文化財の保存伝承

文化財保存伝承に必要な知識の高揚を図るとともに、伝統芸能保存会等の後継者育成、保存伝承に努める。

保護者の経済的負担軽減関係について、説明いたします。

○保護者の経済的負担軽減関係

1. 高等学校就学助成事業の実施

村内に住所がある高校生（15歳～18歳）の被扶養者に対し、高等学校等への就学に係る費用の一部を助成する。

2. 要保護児童生徒就学助成事業の実施

小学校又は中学校の要保護及び準要保護児童生徒の経済的負担を軽減するため、その経済的負担能力に応じ、就学に必要な経費を助成する。

なお、要保護とは生活保護の児童生徒、準要保護とは、経済的に困窮しており、就

学援助が必要な児童生徒のことを言います。

3. 特別支援教育就学奨励費支給事業の実施

小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その経済的負担能力に応じ、就学に必要な経費を助成する。

4. 入学祝金支給事業の実施

子育て世代の教育に係る費用負担を軽減するため、小中学校に入学する児童生徒に入学祝金を支給する。

これらの教育予算方針に沿って、予算案を作成し、3月に行われる議会へ諮りたいと考えています。

○ 議長（副村長）

ただいま、教育課長から「令和2年度教育予算方針」についての説明がございましたが、何かご質問等がございますか。

○ 各委員

なし

○ 議長（副村長）

それでは、「令和2年度教育予算方針」については、本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 議長（副村長）

それでは、案のとおり決定いたします。

続いて（4）その他として、何かございますか。

○ 教育課長

はい、教育委員会から2点ほど報告がございます。

まず、資料5-1「道志村いじめ防止基本方針」につきましては、平成31年4月に村の村長部局と教育委員会として定めさせていただいております。ご承知のとおり、教育委員の皆さまには既にお示しさせていただいているところであり、村としては決裁により策定してきたところであります。資料5-2につきましては、道志村いじめ防止対策推進条例でございますが、第3条に規定されている連絡協議会、第11条に規定されている対策委員会及び第20条に規定されている調査委員会につきましては、未だ人選がされていないところであります。なお、連絡協議会は、いじめの防止、早期発見、未然に防止するという趣旨の組織であり、教育委員の皆さんにもご協力いただきたく考えております。対策委員会は、いじめが起こった場合の対策を実効的に行う第三者委員会であり、学校関係者や当事者などは入りません。また、調査委員会は、重大事態が発生した場合における調査を行う第三者委員会でございます。現在人選につきまして準備しておりますのでご報告させていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供をさせていただきます。資料を別に

用意させていただきましたが、本日付けで、教育長及び小中学校長の連名により、「新型コロナウイルス感染症に関する対応について（お願い）」という通知を保護者に対して発送いたします。内容としましては、新型コロナウイルス感染症に関する注意事項として7項目の注意喚起と、気になる症状が出た場合の対応について、専用相談ダイヤルを記載して、ご案内しております。

また、本村における小中学校の卒業証書授与式等における新型コロナウイルスへの対応としまして、刻々と変化する状況で警戒レベルの対応基準を5段階設けさせていただきました。なお、県内において感染情報あり、かつ道志村に感染者がある場合においては状況を見定めながらの対応を行うこととしております。ご来賓の方々には、ご遠慮いただくことも考えられます。また、学校関係者に感染情報がある場合においては、感染の危険性が高いため、卒業証書授与式は中止と判断いたします。

こちらにつきましては、今後の状況により対応も変わってくると思います。

○ 議長（副村長）

警戒レベルは、統一的なもの？それともオリジナルのもの？

○ 教育長

こちらは、オリジナルのものです。現場である小中学校長と協議したものでございます。現在の状況はレベル1であると思いますが、今後近隣の状況等を見ながら場合によっては、警戒レベル2、3と引き上げていくことも考えられます。

○ 議長（副村長）

ただいま、教育課長から「道志村いじめ防止対策推進条例」に掲げる各組織の人選について、それから、新型コロナウイルス感染症に関する対応について報告がありましたが、何か質問等がありますか。

○ 山口委員

新型コロナウイルス感染者が出た場合、学校は休校となるのですか。

○ 教育長

今までの事例では、休校としています。県義務教育課に相談するとともに、必要な連携を図っていくこととなりますが、北海道の事例などをみても休校となると思います。

○ 議長（副村長）

他に質問等がありますか。

○ 各委員

質問なし

○ 議長（副村長）

他に（4）その他として何かございますか。

○ 諏訪本委員

私から気になる案件があり、質問させていただきます。

ゲームやスマホの使用について、ある県では規制をしていると聞いています。ゲームや

スマホで悩んでいる児童生徒が相談するみたいな案件はないですか。

○ 教育長

今のところそのような案件はないです。学校側の取組として、アウト・オブ・メディアも行っているところです。

○ 諏訪本委員

知り合いの小学生は、朝から晩までゲームをしている。どうだろう、何らかの取組が必要じゃないですか。

○ 教育長

状況によっては、規制の必要性を感じますが、対応につきましては、現時点では各家庭に任せているところです。学校によっては、PTAなどが夜9時までというような約束事を作るとか、生徒会の取組として、ゲームやスマホは夜9時までというようなルールを作っているような学校もあります。

○ 佐藤委員

携帯電話を学校へ持っていくことは、許されているのですか。

○ 教育長

学校へ携帯電話を持っていくのは、原則として禁止しています。しかしながら、放課後通塾している児童生徒など理由がある場合においては、登校時に担任に預け、下校時に担任から受け取るような運用を小中学校共に行っております。ルールを作って、その中で小中学校共にやっています。

○ 諏訪本委員

最近のゲームは、一人でするのではなく、離れた場所や外部の人と通信でやっていると聞きます。一緒にやらないと仲間外れになると聞きますが。

○ 議長（副村長）

学校の中のことなら学校側も対応できると思いますが、家庭で行われていることに介入することは難しい。

○ 教育長

小中学生のスマホ保有率は、年々高くなっており、高校生は100%、中学生もほぼ全員が持っていると思われます。学校としても、スマホ教室として、講師を招いて講演会を行うなど正しい使い方をするための取組を行っています。

○ 山口委員

フィルタリングをかけるということもできるが、そこは親がやるべきだと思う。

○ 教育長

各家庭でルールを作ることが、大事だと思います。なかなか規制はできないですし、この場で規制をつくることも難しいですが、学校や保護者に対して、みんなで働きかけをするなど考えていきましょう。

○ 議長（副村長）

他に何かありますか。

○ 佐藤委員

新型コロナウイルスについて、改めて質問します。病院に行っても検査してくれないと聞きますが、その辺はどうなんですか。

○ 教育課長

気になる症状が出た場合は、まず、富士・東部保健所へ連絡し、相談を受けていただきます。受診先を確認して医療機関を受診していただくことになります。一般の方も同様の対応になります。

○ 諏訪本委員

村民に対する告知も必要と思うが如何ですか。

○ 教育課長

冒頭の副村長のあいさつにもありましたが、本日午前中に村の管理職会議が行われ、対応について協議したところです。村内公共施設へのアルコール消毒液・マスクの備付や村ホームページでも情報提供や注意喚起をしているところです。今後、告知端末を使用して、更なる周知を図っていくと思います。今は山梨県には幸い新型コロナウイルスの感染者はいないということですが、その都度道志村の対応を協議していくこととしております。

○ 議長（副村長）

お互いに気をつけましょう。

それでは、本日の議事は終了したいと思います。皆様方には、会議運営につきまして、ご協力を賜りましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

○ ふるさと振興課長

ありがとうございました。それでは議事を終了したということで、4その他ですが、皆様方から、何かございましたらお願いいたします。

(なし)

○ ふるさと振興課長

それでは、以上を持ちまして令和元年度第1回道志村総合教育会議を閉会いたします。

閉会 午後4時15分